

「令和8年度 事業承継・引継ぎ支援事業データベース機能改善及び保守管理業務」
に関する契約事前確認公募要領

令和7年12月15日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 大田原 良子

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

事業承継・引継ぎ支援データベース(以下、「引継ぎDB」という。)は、事業承継及び事業引継ぎに係る相談対応案件を登録するデータベースであり、中小企業庁が構築した「事業承継・再編支援型民間DB活用実証事業に係るシステム」(ノンネーム公開用のデータベースであり、令和元年度より中小企業庁から中小機構に移管を受け、中小機構にて運営を実施しています。以下、「NNDB」という。)とリアルタイムなデータ連携をしています。引継ぎDB及びNNDBは salesforce.com を基幹として構築しており、令和8年度においても中小機構が両システムを運用します。

今般、各データベースのユーザー(各事業承継・引継ぎ支援センター統括責任者等専門家、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部担当者、中小企業庁及び経済産業局担当者、登録民間支援機関担当者等)の利便性の向上を図ることを目的に、①引継ぎDBの運用に係る機能改善業務、②NNDBに係る機能改善業務、③引継ぎDB及びNNDBに係る保守管理業務を、以下のとおり事前の確認公募において調達します。

なお、確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、今年度当機構との間で機能改善及び保守管理業務を請け負っている現行事業者との契約手続に移行します。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 事業承継・引継ぎ支援事業データベース機能改善及び保守管理業務

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

参加事業者が入札説明書に従って選定する場所で機構が認めるもの

(4) 業務内容

① 機能改善業務

(ア)引継ぎDB

・相談対応案件の登録機能の改善

・相談対応案件情報の集計・アウトプット機能の改善

・機能改善に伴うNNDBとのデータ連携インターフェースの開発

- ・機能改善の際の技術協力
 - ・その他政策要請による機能拡充等
- (イ)NNDB
- ・機能改善に伴う引継ぎDBとのデータ連携インターフェースの開発
 - ・機能改善の際の技術協力
 - ・その他政策要請による機能拡充等
- ② 保守管理業務
- ・既存のバグ等の修正、既存機能のバグ等が発覚した場合の対応
 - ・ドキュメントの管理・更新
 - ・システムの変更を行った際のドキュメント更新
 - ・既存機能に関する問い合わせ対応等
 - ・引継ぎDB及びNNDB改修業務の環境構築に係る運用管理業務を行うこと。
 - ・その他、本仕様書に明記されていない事項についても、開発環境及び公開環境の維持として当然実施すべき事項も管理業務の範囲とする。

※業務概要に関して不明な点などがあれば、 4. 手続き等 に記載の担当部署まで問い合わせてください。

3. 応募要件

- (1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(要領16第29号)第2条および第3条の規定に該当する者でないこと。
※要領については下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照
<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>
- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
※規程は下記中小企業基盤整備機構ホームページを参照
<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等(304 情報処理)」又は「役務の提供等(306 ソフトウェア開発)」又は「役務の提供等(315 その他)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 株式会社セールスフォース・ドットコムのクラウドシステムにおいて開発を実施した業務実績を有し、本業務を適切かつ確実に履行できる実施体制及びシステムのバージョン管理が確実に実行できる運営体制が確保されていること。
- (5) 業務上、知り得た情報の関係部門外への漏洩を防止するための社内規定(取り決め)・社内体制などの情報管理体制が整備されていること。なお、情報セキュリティマネジメントシステム((ISMS)、ISO27001、JISQ27001のいずれか)の認証またはプライバシーマークを取得している場合は上記の要件に換えることができる。
- (6) 現在、中小企業基盤整備機構の専門家として業務委託契約を締結している者、または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと

と。

(8) 中小機構または経済産業省発注契約に係る指名停止措置の対象業者でないこと。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

事業承継・再生支援部 事業承継支援課 有木、久木原

住所: 〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル 8階

電話 03-5470-1595

E-mail: shokei-iabm05@smrj.go.jp

※業務概要や応募、参加資格に関する問い合わせの受付は、E-mail のみとさせていただきます。

※受付時間 平日 10 時 00 分～17 時 00 分 (11 時 30 分～13 時 30 分を除く)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所および方法

期限: 令和8年1月13日(火) 12時00分まで

場所: (1)に同じ

方法: 持参又は電送(メール)。

【提出書類】

①参加意思確認書(様式1)

②資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写し

※提出書類に関して不明な点などがあれば、上記の担当部署まで問い合わせてください。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

(2) 一般競争入札(総合評価方式)による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程(規程19第65号)を遵守すること。